

家畜飼養者は飼養衛生管理基準の遵守をお願いします！ 中央家畜保健衛生所

家畜飼養者は、疾病の発生を予防するため、**飼養衛生管理基準を遵守することが義務付けられています。**

特に下記の項目については、農場に病原体を持ち込ませないために重要な内容です。今一度、自農場の対策を確認し、疾病を発生させない万全の状態を保つようお願いいたします。



農水 飼養衛生管理基準について(HP)

全畜種共通で重要な疾病侵入防止対策

○農場出入り車両の消毒等

農場内に入出入りする車両は、出入口で消毒し、農場専用フロアマット等により交差汚染を防止

○農場入退場時と畜舎・鶏舎に入出入り時の手指消毒

農場入退場時と、畜舎・鶏舎に入出入りする際には、手指を洗い、消毒実施

○農場専用衣服と靴の設置

農場専用の衣服と靴を入口に設置し、農場内では専用の衣服と靴を着用

○畜舎・鶏舎専用靴の設置

畜舎・鶏舎の入口に専用靴を設置し、畜舎・鶏舎内では専用靴を使用



鶏・豚飼養農場において追加で重要な疾病侵入防止対策

○野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検および修繕

鶏舎・豚舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等には、網目2cm以下の防鳥ネット等を設置し、定期的に点検し、破損がある場合はすぐ修繕

家畜排せつ物の適正管理をお願いします！

中央家畜保健衛生所

一定規模以上の畜産業を営む者*は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、**家畜排せつ物の適正管理が義務付けられています。**

※牛：10頭以上、豚：100頭以上、鶏：2,000羽以上、馬：10頭以上の飼養者

ただし、上記に該当しない家畜飼養者についても、野積み・素堀り等を行うことは好ましいことではないことから、義務づけではないものの**管理基準を守ることが必要です。**

家畜の飼養者におかれましては、排せつ物による環境汚染を防ぐために特に重要な**下記の項目**について注意をお願いします。

○糞尿・堆肥は、管理基準に則して適切に管理してください。

※特に降雨時に、糞尿・堆肥に雨があたり流出しないように注意！

○田畑に堆肥を使う際は、適切に堆肥化されたものを使い、すぐすき込むようにしてください。

※堆肥をすき込んだ場合は、必ず作物を作らなければなりません。

「これ位はいいだろう」「明日やればいいだろう」ではなく、不適切な管理が環境汚染につながることを常に意識し、家畜排せつ物の適正管理に取り組んでください。

長雨による流出等が発生しないよう、くれぐれも注意をお願いします。

詳しくは農林水産省ホームページ「[家畜排せつ物法管理基準と施行状況](#)」をご覧ください。

また、長崎県では堆肥流通を推進するため、堆肥需給者や流通業者のリストを作成していますので、[長崎県庁ホームページ「耕畜連携（マッチング）」](#)をご活用ください。



農水 家畜排せつ物法管理基準(HP)



長崎県 堆肥需給者ネットワーク(HP)